

2014年6月

平成26年会社法改正

I 企業統治のあり方
(社外取締役及び社外監査役の要件)

1 背景

(1) 旧法における社外性要件

旧法では、現在株式会社又は子会社の業務執行者である者、及び、過去に株式会社又は子会社の業務執行者であった者は、当該株式会社の社外取締役に就任できないこととされていました。

一方、旧法では、株式会社の親会社の関係者や株式会社の業務執行者の近親者は社外取締役に就任できることとされていました。

また、旧法では、過去に一度でも株式会社又は子会社の業務執行取締役等であった者は、退職後何年経過しても社外取締役に就任できないこととされていました。

(2) 旧法の問題点

しかし、親会社の関係者や業務執行者の近親者は、客観的にみて株式会社の利益だけを考慮して行動することができない(親会社の関係者は当該親会社の利益を、また、業務執行者等の近親者は当該業務執行者等の利益を考慮して行動してしまう)おそれがあります。

他方、当該株式会社又は子会社の関係者であっても、退職後一定の期間が経過すれば、当該株式会社の取締役等との関係も希薄になり、当該株式会社の利益だけを考慮して行動することができるようになります。もっとも、その一定期間のうちに、監査役などに就任して当該株式会社との関係を継続しながら社外役員に横滑りするような潜脱行為は許容されるべきではありません。

2 改正法の概要

そこで、新法では、社外取締役及び社外監査役の要件が厳格化されることとなりました(下記(1)ないし(3))。

一方、社外取締役等の過去要件に係る対象期間は限定されることとなりましたが、同時にその趣旨を潜脱することができないよう手当てがなされました(下記(4))。

(1) 親会社の取締役等でないことの要件追加

改正法では、社外取締役及び社外監査役の要件として、株式会社の自然人たる親会社等(いわゆるオーナー)又は親会社等の取締役もしくは執行役もしくは使用人でないことを要件に追加することとされました。また、社外監査役の要件には、株式会社の親会社等の監査役でない

ことも追加することとされました(法第2条第15号ハ・第16号ハ)。

(2) 兄弟会社の業務築港取締役等でないことの要件追加

改正法では、社外取締役及び社外監査役の要件として、いわゆる兄弟会社の業務執行取締役もしくは執行役または使用人でないことを要件に追加することとされました(法第2条第15号ニ・第16号ニ)。

(3) 取締役等の配偶者又は二親等内の親族でないことの要件追加

改正法では、社外取締役及び社外監査役の要件として、株式会社の取締役もしくは重要な使用人又は自然人たる親会社等(オーナー)の配偶者又は二親等内の親族でないことを要件に追加することとされました(法第2条第15号ホ・第16号ホ)。

(4) 社外取締役等の過去要件に係る対象期間の限定

改正法では、社外取締役及び社外監査役の要件のうち、いわゆる過去要件の対象期間は、社外取締役又は社外監査役に就任する前10年間に限定することとされました(法第2条第15号イ・第16号イ)。

もっとも、その10年のうちに、取締役(業務執行取締役等を除く)、会計参与、監査役となったことがある者は、その就任の前10年間、業務執行取締役等であったことが無いことが必要です(法第2条第15号ロ・第16号ロ)。

(5) 改正法において追加されなかった要件(重要な取引先の関係者でないこと)

なお、改正法では、社外取締役及び社外監査役の要件として、株式会社の重要な取引先の関係者でないことは追加されないこととなりました。

(6) 適用時期

改正法が施行された時点で旧法の要件に従った社外取締役又は社外監査役がいる場合、新たな社外性要件は改正法の施行後最初に終了する事業年度についての定時株主総会終結時から適用されることとなります。

そのため、6月総会の会社の場合、仮に平成26年4月1日が施行日であるとする、平成28年6月の定時株主総会終結時において適用されることとなります。

3 実務上の留意点

以上のとおり、社外性要件が厳格化されたことにより、旧法においては社外取締役又は社外監査役に該当していた者の社外性が認められなくなるおそれがあります。

現在の実務では、親会社の取締役が子会社の社外取締役を兼任する例や親会社の監査役が子会社の社外監査役を兼任する例もみられるところですが、改正法が施行されるとこれらはいずれも認められなくなります。

よって、上場会社各社においては、改正法における新たな社外性要件の適用関係を把握し、必要に応じて新たな候補者の選任を開始する必要があります。

以上

【参考文献】

- ・太子堂厚子「会社法改正案の概要と企業実務への影響」会社法務 A2Z2014年3月号 12頁以下
- ・佐藤寿彦「社外取締役『不設置の理由開示』と社外性要件の見直し」ビジネス法務 2014年2月号 17頁以下

【監修者】 [パートナー 弁護士 渡辺 徹](#)

【執筆者】 [パートナー 弁護士 三木 亨](#)

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の 変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4 F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>